

たばこの煙のない飲食店拡大事業実施要領

1 目的

島根県では、平成12年度から全ての県民が生涯にわたり健康で明るく、生きがいをもって生活できる社会をめざした健康長寿しまね県民運動をすすめているところである。

また、健康増進法第25条では飲食店等においても「受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」と規定されたところである。

この要領は、飲食店のたばこに対する取り組みを推進するため「たばこの煙のない飲食店拡大事業」の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 事業実施機関

島根県（以下「県」という。）

健康長寿しまね推進会議（以下「県推進会議」「圏域推進会議」という。）

3 用語の定義

この要領において、「たばこの煙のない飲食店」とは、島根県内の飲食店及び喫茶店のうち、店内を終日禁煙とする飲食店（以下「飲食店」という。）とする。

4 事業内容

事業の内容は、以下のとおりとする。

- (1) この要領に定める飲食店を登録する。
- (2) この要領に定める飲食店を拡大する。
- (3) この要領に定める飲食店を広く県民に情報提供する。

5 役割分担

- (1) 島根県（以下「県」という。）
 - ① 県は、飲食店の登録状況を県民に情報提供する。
- (2) 圏域推進会議
 - ① 圏域推進会議は、飲食店を募集する。
 - ② 圏域推進会議は、店内の終日禁煙を確認する。
 - ③ 圏域推進会議は、終日禁煙を確認した飲食店の登録等の申込みの受付をする。
 - ④ 圏域推進会議は、受付をした飲食店を県推進会議へ報告する。
 - ⑤ 圏域推進会議は、登録された飲食店の登録証等を配布する。
 - ⑥ 圏域推進会議は、登録された飲食店の実施状況を定期的に把握する。
- (3) 県推進会議
 - ① 県推進会議は、申込書の内容を確認し、登録証等を作成する。
- (4) 食品衛生協会（以下「食協」という。）
 - ① 食協は、圏域推進会議と協力し、事業を実施する。

6 実施手順

(1) 届 出

登録及びたばこの煙のない飲食店ホームページへの掲載を希望する飲食店は、登録申込書（様式1）及びたばこの煙のない飲食店ホームページ掲載申込書（様式2）を圏域推進会議に提出する。

(2) 申込みの受付

圏域推進会議は、飲食店からの申込書の届出があった場合、店内の終日禁煙を確認した後申込書を受付け、県推進会議へ送付する。

なお、ホームページへの掲載希望がない場合であっても、登録店名と所在地（市町村名）については、県のホームページに掲載することで了解を得る。

(3) 登 録

県推進会議は、届出のあった申込書の内容を確認した後、登録証等を作成する。

(4) 登録証等の配布

圏域推進会議は、登録証等を配布する。

(5) 表示の実施

飲食店は、利用者に対してわかりやすいように登録証等を掲示する。

(6) 実施状況調査

圏域推進会議は、事業の円滑な実施を図るため、食協の指導員の協力を得て、飲食店との連絡を密にし、禁煙の実施状況を調査する。

(7) 変更・中止

飲食店において、登録店の登録内容等の変更や店内の終日禁煙を中止する必要がある際には圏域推進会議に申し出る。

<中止の場合>圏域推進会議は、県推進会議へ登録中止届（様式3）を提出し、登録返証を返却する。

<変更の場合>圏域推進会議は、県推進会議へ登録変更届（様式4）を提出する。

(8) 報 告

圏域推進会議は、登録、変更、中止の内容をすみやかに県推進会議に報告する。

また、圏域推進会議は、登録飲食店の廃業を把握した際は、登録中止届（様式3）を県推進会議に提出する。

7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この実施要領は平成17年 4月18日から施行する。

この実施要領は平成19年 4月25日から施行する。

この実施要領は平成20年 6月30日から施行する。

この実施要領は平成24年 1月16日から施行する。